

(論 文)

スペイン アメリカ戦争の文化史的側面

石 倉 幸 雄

キーワード

他者・他文化認識 19世紀ヨーロッパ人のアメリカ認識 19世紀末のスペイン人のアメリカ認識
19世紀のアメリカの対キューバ政策 19世紀のヨーロッパ公法

- I はじめに
- II ヨーロッパ人のアメリカ認識
 - 1 認識の概要
 - 2 他者認識に関する先行研究
 - 3 19世紀ヨーロッパ人のアメリカ民主主義に対する認識と評価
- III スペインの思考の様式（以下次号）
- IV スペインーアメリカ戦争を巡るスペインのアメリカ認識と思考の様式
- V おわりに

I. はじめに

米西戦争は、戦史、政治史、外交史そして文明史等の多様な観点から分析されている。しかし、スペインは何故軍事的劣勢を充分認識していたにもかかわらず、アメリカ合衆国（以下アメリカという）の宣戦布告に応戦するに至ったのかという疑問にたいしては、合理的な説得力のある考察はみられない。応戦の動機についてスペイン政府の無能・無策を非難するだけの論考が多いなかで、バルフォア¹ (Sebastian Balfour)、トラスク² (David F.Trask)らは、この戦争を実証的に考察して、この問題について概ね以下のように推論している。

すなわち、解放・独立を求める二度にわたる反乱のためにその経営の実態がすでに累卵の危うきにあった植民地キューバを断固として防衛すべしと主張する国内世論が、国内に鬱積した政治的不満に火をつけて体制の崩壊にまでつき進むことを懼れたスペイン政府が、アメリカの宣戦布告に応戦して敗北することによりキューバ放棄の止む無きことを国民に納得させようとしたというものである。したがって、軽微な損害の段階で休戦に持ち込む考えであった。しかし、マニラのカヴィーテならびにキューバのサンチャゴ・デ・キューバ沖海戦において完膚なきまでに敗北を喫し、戦後の和平交渉においても予想外の厳しい賠償要求を突きつけられてキューバ島、プエルト・リコ島、フィリピン諸島ならびにグアム島等の海外領

いしくら ゆきお：前 淑徳大学 兼任講師

土を失うに至った³。戦闘における予想外の大敗は、バルフォアによれば軍事アタッシュからの誤った情報を信じたスペイン政府が米国の軍事力を過小評価したことによるという⁴。

応戦が内憂外患の袋小路に入り込んだスペイン政府の苦肉の策というこの見解は、開戦直前のロンドンエコノミスト紙等⁵にも見ることが出来る。バルフォア、トラスクラの推論は、当時のスペインに差し迫った各要素と関連する多くの資料とを的確に読みこんだ限りにおいては最尤推定値 (the most likelihood estimation) といえるが、それでもスペイン当局の心事の付度であり、状況依存型の推論の域を出ない。そこで本論文では、この問題をスペインの思考の様式と対アメリカイメージというより根源的な観点から考えてみることにし、スペインの対米外交政策の背後に、それと照応するような固有の思考様式と対アメリカイメージとがあって、両々あいまって応戦を容認するに至ったという仮説を設けて、この仮説の合理性の検証を試みた。

思考の様式という問題に関してスペインは、本戦争に関する限り、終始、旧世界的秩序に依拠した思考の様式に依り外交交渉を展開している⁶。とくに国際法的秩序という次元におけるこの戦争の本質と先行きの展望に関しては、ヨーロッパ公法に準拠した思考に終始していた。ここで言うヨーロッパ公法とは宗教戦争後に形成された主権の領域国家群からなるヨーロッパ共同体のなかで形成された国際法を指す。ヨーロッパ共同体は域内各国の合従連衡により勢力均衡を実現することによって、一国による普遍的支配を許さず、個々の国の独自性を許容するかたちで域内の平和と安定を保った。ここでの戦争は中世的な正戦論の枠組みを超えた純粋に主権の領域国家相互間のものであり、交戦国相互間で正義の存否は問われず、国家間の紛争解決の最後の国際法合法的な手段として認められた。また、勢力均衡という政治原理により戦争当事国以外のヨーロッパ全体が戦争に関与することによって、それが国際社会全体を危険に曝すようなトータルなものとならないよう秩序を保った。しかし、この時期ヨーロッパ公法秩序は崩落の兆しを見せていた。それにもかかわらず、スペインはヨーロッパ公法に拠っていたことを如実に示す事件がこの時期に起こった。

アメリカの宣戦布告以後、最初の海戦が5月1日にフィリピンのカヴィーテ沖でおこなわれスペインのフィリピン艦隊が壊滅的敗北を喫し、戦争の先行きに暗い影を落とした。その3日後の5月4日にロンドンのアルバートホールで時の英宰相ソールズベリーがおこなった時局講演が翌5日のタイムズ紙に報道された。演説の要旨は、最近の国際政治をみるに、非キリスト教国ばかりでなくキリスト教国をも含めた国々のなかで、諸事退嬰的で腐敗にまみれた進歩のない弱国 (dying nations) をその反対の極にある強国が侵犯しつつあると指摘して、イギリスは、これを座視することなく旧来のヨーロッパ世界の枠組みを超えて広く世界へ植民地の再配分を視野に入れた帝国主義的進出をすべきことを訴えたものであった。ソールズベリーの演説を世界史的にとらえるならば、ヨーロッパ公法秩序の柱の一つとも言えるヨーロッパ協調の終焉⁷の宣言ともとることができる趣旨の発言⁸であった。従ってスペインにしてみれば、自らが依拠するヨーロッパ公法秩序が足許から崩れ始めるという混乱を想定して大きな衝撃を受けるはずであった。案の定、フィリピン艦隊の壊滅的敗北の直後ということもあってか、ソールズベリー卿の演説はスペインで大きな反響を呼んだ⁹。しかしながら、スペインでの実際の反響 (主としてマスコミの論調とそれが報道するスペイン人の反応) は、スペインは言われるほど衰退してはいないとする感情的な反発や単なる強がり、パワーが支配する国際政治の現実を改めて見せつけられて肅然とする論評が多かった。また、

執拗に言いふらされた噂で、もし米英同盟が成立すると、アメリカは英領ジブラルタルからスペインへ攻め込んでくるかもしれないというものもあった。しかし、総じてヨーロッパ公法秩序のなかでの状況の悪化を懸念することに終始して、ヨーロッパ公法秩序そのものが崩落するかも知れぬという危惧とそれへの対処策を考えるということをスペインは少しも示さなかった。この事件の前に、イギリスは英領ギアナとベネズエラ間の国境紛争（1895－96年）に際して、アメリカの裁定案を受け入れて結果としてモンロー・ドクトリンを公に認めた形をとった。このことはヨーロッパ公法の妥当範囲をイギリスが自ら限定したものであり、その崩落を予兆させるものであって、ソールズベリー卿の演説はそれを一段と明確にしたものであった。

ヨーロッパ共同体のメンバー国家とは異なる政治的理念・倫理的信念・国際法的規範をもって、ヨーロッパとは異なる国際法的領域（西半球）を主張するアメリカとの戦争は、ヨーロッパ公法の範疇を超えるものであった。スペインはこのことを念頭に置かず、ひたすらヨーロッパ公法秩序のなかにあってこの戦争の先行きを展望しアメリカの宣戦布告に安易に応戦した。戦後の和平条約交渉の場においてスペインは、ヨーロッパ公法からは考えもつかない代償の要求をアメリカからつきつけられて判断を停止するほどの狼狽ぶりを露呈させた。この時期、ヨーロッパ公法は列強各国が武力を背景に進出した東アジアにおいても、その妥当性を否定され、同法に基づき締結された各種通商航海条約は、現地各国においてその改廃が国民的な課題となっていた¹⁰。

スペインのアメリカ認識については、19世紀のヨーロッパ人のアメリカ認識の形成という文脈からこれを採った。19世紀のヨーロッパ人は、新興国アメリカのめざましい発展と国際社会において増大する存在感におおきな関心を持ち続け、多くの人々がアメリカを訪れた¹¹。ここでいうヨーロッパとは、文化の基底の各要素を共有する時間・空間軸をいい、本稿ではグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下イギリスという）、フランス、スペインを含む西ヨーロッパ地域を指すこととする。その理由は、アメリカの建国期にこの3国がそれぞれ北アメリカ大陸に広域の領域を所有した関係から、他のヨーロッパ諸国に比べて、もっとも多くの外交関係をアメリカと持ったからである。かれらはヨーロッパの価値と体制という視座からアメリカ社会の実態を観察し、その実体であるアメリカ民主主義という原理の内容と機能を考察し評価した。しかし、かれらが考察したアメリカ民主主義の個々の内容は、アメリカ人自身が考えるアメリカ民主主義の本質とかなりの懸隔があった。ヨーロッパ人のアメリカ民主主義にたいする評価はこの懸隔のうえに形成された。これらの評価に、ヨーロッパ各国がアメリカとの間でそれまでに経験した数々の外交折衝の経験と、それぞれの重要な局面に対応して方針を決めた際の議論や思考の記憶が参照されて、ある種のアメリカイメージが形成された。歴史的に形成されたこのアメリカイメージは、当時のスペインを支配した思考の様式と共に背後にあって、スペインが対米危機に直面した際の対応すべき選択肢の案出とそれを実行する優先順位の決定に大きな影響をおよぼしたものと考える。

以下、紙数の関係から本稿では先ずヨーロッパの対アメリカイメージを考察し、次稿で当時のスペインを支配した思考様式（とくに国際法を中心に）を考察する。そして、それらをもとに開戦前後のスペイン政府の言説と行動を分析することによって、仮説の合理性を検討することとする。

Ⅱ. ヨーロッパ人のアメリカ認識

1 認識の概要

本稿の目的にそって、このアメリカイメージをより包括的に定義するならば、それは19世紀のヨーロッパ人がその主要で指導的な精神的傾向（時代精神）を視座としてアメリカ社会の諸実態の観察を通して考察・把握したアメリカ社会（アメリカ民主主義）の認識の総体をいう。そしてこの視座の具体的な内容はポスト啓蒙主義時代のヨーロッパの気質と価値、ならびに、貴族とブルジョアを頂点とする階級秩序であり、マルクスの言う“旧社会の標語「財産、家族、宗教、秩序」”¹²となる。

ところで、本稿では19世紀を通して形成されたヨーロッパ人のアメリカイメージと19世紀末葉のスペインのアメリカイメージが同根・同質の大きな類似性をもつものと措定している。しかし、観察する側の視座も観察されるアメリカ民主主義の実体も、ともに19世紀という歴史の波にさらされて変容するから、結果として形成されるアメリカイメージも歴史の変容から逃れることはできない。このように考えると19世紀ヨーロッパ人のアメリカイメージと19世紀末葉のスペインのアメリカイメージとの間に顧慮すべき二つの問題が浮き上がってくる。第一は、本稿で抽出する19世紀ヨーロッパ人のアメリカイメージが、同時期の西ヨーロッパにあったはずの多数のアメリカイメージの中で、果たしてどのくらいの連続性と代表性を持ちうるのかという問題である。この問題にたいして本稿では、1820年代以降に出版されたヨーロッパ人のアメリカ論やアメリカ旅行記のうち、いわゆる人口に膾炙した代表的なものなかから、1820年代以降10年刻みで出版時期が該当する書物数冊を時系列的に選び出し（使用言語別資料数：英語17、仏語1、西語2）¹³、これらから連続性と代表性を持つと考えられるアメリカイメージを抽出することによって対処した。第二の問題は、ヨーロッパ人のアメリカイメージをスペインのアメリカイメージと措定することの合理性についてである。この点については、第一に資料がイギリス人、フランス人、スペイン人らが著したアメリカ論であり、そこから読み取れるアメリカイメージに共通する類似点を抽出したことにより対処した。第二には、採用した史料の研究者・著者らは、アメリカの考察に際してヨーロッパ人として立ち現れ、ヨーロッパ人の目でアメリカを見ていることである。そしてこのことは各資料のなかで各人の口から繰り返し述べられている。アメリカを測るメジャーのスケールはヨーロッパであり、著者各人が属する個々の主要な同一性（イングランド人、スコットランド人、アイルランド人、フランス人、スペイン人等）ではないのである。

2 他者認識に関する先行研究

思想や言説（ディスコース）はそれらを取り巻く史的現実の段階的变化に即応して変容する場合と、それらの内的契機をバネに継起的に変容する場合とがある。前者の考えに立って
4 アジアイメージとアジア植民地支配論との関係をとらまえた論考に松井透氏の「近代西欧のアジア観と植民地支配論」（『思想』No.530., 1968, 岩波書店）がある。同氏はイギリス人による多くのインド植民地支配論から、西欧世界がアジアとの関係においてこれまでもった世界経験—航海・発見時代の遠隔地・冒険的交易、産業資本の輸出と植民地支配、帝国主義的領土侵犯、そして、民族解放運動への対応等—を背景とするアジアイメージの歴史の変遷とそれらに対応する各時代に支配的であった植民地経営の基本原則、ならびに、経済理論・経済政策論を対比してそれらの間の内的関係を考察されている。同様の観点からエイダス

(Adas, Michael)¹⁴は西欧文明のアジア・アフリカ・中東イメージ、「文明化の使命」という思想、ならびに、植民地主義との内的関係を考察している。

後者の考えに立ってサイド (Said, Edward W.) は『オリエンタリズム』¹⁵において、西洋が東洋を理解・認識してきた歴史的過程における他者・他文化認識の内容と機能が、「西洋文化は東洋文化に優越している」とする存在論的認識を内的契機として継起的に変化してゆく過程を論じた。すなわち、「文化は、異文化に遭遇した際に、それをあるがままの姿としてではなく、受け手にとってあるべき姿に変えて受け取ろうとする」¹⁶とする命題のもとに、心象地理的¹⁷な表象理解から始まる西洋の東洋理解が西欧の伝統のなかで強化されて特定のイメージ・常套語・観念・ドグマなどの総体へ変化し、さらにオリエントに関する専門的な学問・研究組織の発展等によって規律＝訓練 (ディシプリン) と制度化を施されて、ついにはオリエントに関するすべての論述を支配する画一的な権威となることをサイドは論じた。かれの主張の当否は別として、かれが用いた方法概念は他者認識という人間経験一般がその文脈を問わず通有する経験則のひとつであると考えられる。本稿においてもヨーロッパ人が、大西洋の対岸のアメリカの民主主義をアメリカ人の生活様式と習俗とをもって表象させて心象地理的な理解を進める過程で、どうしても理解できない部分に突きあたり、結果としてヨーロッパ文明の優越性を再認識する様子が、サイドを参照することによって明快に整理することができる。

その他、東田雅博氏は「文明化の使命とアジア」(『思想』No.811., 1992, 岩波書店)において、イギリスのヴィクトリア期の社会各層の立場を代表していたと考えられる時事評論4紙 (Quarterly Review, Blackwood's Review, Edinburgh Review, Westminster Review) に掲載されたインド、中国、日本に関連した論文から、この時期のイギリスのアジアイメージを分析され、そこに映し出された「文明化の使命」という思想の変容と思想が存立する諸条件の変化ならびにイギリス自身の社会的・文化的変化との間の歴史的・内的な関係を論考されて、アジアイメージの変容はイギリス自身の自己認識の変化に照応していることを見出されている。横山俊夫氏¹⁸もヴィクトリア期のイギリスで論壇の中心となっていた高級時事評論紙に掲載された開国期の日本に関する多数の論文から日本イメージを分析されて、個々の日本論が先行論文を参照することからステレオタイプ化する傾向にあること、ならびに、日本の評価はイギリスが自国をどう認識するかということと表裏の関係にあるということを指摘されている。この他者認識の過程で自己を強く自覚することと、ステレオタイプ化の点は、本稿が各種資料からヨーロッパ人のアメリカイメージを読み取る際にも同様な傾向が見られた¹⁹。

3 19世紀ヨーロッパ人のアメリカ民主主義に対する認識と評価

(1) ヨーロッパ人の視座とアメリカ民主主義の実体

ヨーロッパの研究者や旅行者らのアメリカを見る視座は啓蒙主義の価値、貴族・ブルジョアを頂点とする階級秩序、そして財産と家族に神聖な価値を見出す社会等であった。個人の自己統治の権威は財産のある人に認められた。しかし、それは集団の自己統治へとは発展せず、あくまで個人の問題として考えられた。啓蒙主義の価値は理性的な討論と合理的な決断である。階級社会での政治は敬意を集める有力者が取り仕切り、社会は恩威ともに施す長老が取り仕切る。長子相続制は家族を社会の中核とし、政治と法は家族を通して各個人へ働きかけることとなる。そこでの人間交際は垂直的である。かれらはアメリカ人のさまざまな行

5

動と言説の実態に興味を示し、その奥に横たわるアメリカ社会の実体をかれらの考えと方法で理解し評価した。

選挙権（ただし白人男子）を例にとると、ヨーロッパとアメリカにおける市民権の内容の差が歴然とする。イギリスは1832年の選挙法改正（Reform Act）においても、州（county）、都市部（borough）ともに選挙権の資格要件としての不動産所有資格を撤廃できず、1867年の改正でも、州については不動産所有資格を撤廃できなかった。つづく1884-45年の改正で不動産所有資格はなくなったが、州、都市部ともに納税資格を撤廃できていない。フランスでは1848年の二月革命により七月革命（1830年）以来の納税資格（直接税年間納税額200フラン以上）を撤廃して、21歳以上の男子に選挙権を認める普通選挙を実施した。しかし、1851年のルイ・ボナパルトのクーデターによって生まれた第二帝政では、官選候補者制による行政の選挙介入、当選議員の皇帝にたいする忠誠宣誓義務等が案出されて、真の普通選挙は1885年の第三共和政を待たねばならなかった。スペインにおいては、1868年の革命以降、男子普通選挙が志向されたが、カシキスモ²⁰（casiquismo）によって正当な選挙からは外れた歪んだものとされた。

この点、アメリカでは早い時期からより平等・無差別に選挙権が認められていた（但し白人男子）。そのことは次の（表1）で確認できる。

表1 アメリカ各州の選挙資格（財産、納税実績）の撤廃の年次

州	連邦加盟	財産資格	納税資格	州	連邦加盟	財産資格	納税資格
デラウェア	1787	1792	1877	ロードアイランド	1790	1842	・・・
ペンシルバニア	1787	1776	・・・	バーモント	1791	1777	1777
ニュージャージー	1787	1844	要件なし	ケンタッキー	1792	1792	1792
コネティカット	1788	1818	1845	テネシー	1796	1834	・・・
マサチューセッツ	1788	1821	1891	オハイオ	1803	要件なし	1851
メリーランド	1788	要件なし	要件なし	ルイジアナ	1812	〃	1845
サウスカロライナ	1788	1759	1810	ミシシッピ	1817	〃	1832
ニューハンプシャー	1788	1784	1792	インディアナ	1816	〃	要件なし
バージニア	1788	1850	要件なし	イリノイス	1818	〃	〃
ニューヨーク	1788	1821	1826	アラバマ	1819	〃	〃
ジョージア	1788	1789	1798	メイン	1820	〃	〃
ノースカロライナ	1789	1856	1868	ミズーリ	1821	〃	〃

資料：独立13州に関してはEdward McChesney Sait, *American Parties and Elections*, The Century Co., 1927, pp.3-29. を参照。その他の州に関しては小川晃一, 「アメリカ合衆国における選挙権拡大の歴史過程—成年男子普通選挙権まで—」, 『北大法学論集』, 34 (1), ならびに, Albert E. McKinley, *The Suffrage Franchise in the Thirteen English Colonies in America*, Burt Franklin, N.Y, 1905, を参照。

- 6 アメリカは選挙権の資格要件について、建国期にはイングランドの法制に準拠したものを基準に様々な資格を別途に加えた各州固有のものであった。選挙権の資格基準が各州固有であることはアメリカ革命を経たのちも変わらず、1789年のアメリカ合衆国憲法は第1条第2節（1項）をもって、各州がその内容を独自に定めることを明示した。それで表1に明らかのように、各州まちまちの時期をもって制限資格を撤廃することとなる。表1記載の旧植民地13州について1830年代をみると、ニュージャージー、バージニア、ノースカロライナ、ロードアイランドの4州を除き、選挙権から財産資格を取り払っていた。13州につづいて連邦加盟した各州にいたっては、テネシーを除くすべての州で財産資格を課してはいない（テネ

シーは1834年に撤廃)。納税資格についても13州ではデラウェア、コネティカット、マサチューセッツ、ノースカロライナの4州を残して他州すべてが撤廃している。年次を50年代後半にまで下げてみると、表の各州では財産資格を続けている州はもはや皆無となる。

アメリカではこの40年代以降80年代初頭まで、西・南部を主とする広大な未開拓の土地の存在とその廉価な調達が人民に多くの仕事と活力を与え、そこではコミュニティーがスプロール状に点在発展する島社会が形成された。このことがアメリカの市民権に独特の性格を付与した。

それは、市民権の基本的要素として自己統治 (self-government) という人格的権能がすべての白人男子に無差別・平等に認められ、その責任が求められたことである。かれらは自ら考え自ら行うことを決断する権利を独占する人として、自分自身を統治すると同時に、それぞれの立場から公的問題に深くコミットすることにより、相等しい要素として結合して集団的自己統治に正統性を獲得した。このことから統治の正統性は被治者の大多数の同意にあるとするアメリカ民主主義の原理が導かれる。

自己統治の個人的側面からは仕事における自己決定 (self-determination) が導かれた。自らの工夫と責任で新たな仕事を起こす、新たな仕事の紹介を依頼する、仕事における自らの工夫を試す等、これらのことは個人の経済的独立へ途を拓き、それは当人へ独立自尊の気概を植え付けた。仕事のすべてを自らが差配すると言うことは、人間交際を水平的なものとし、依頼-許諾という垂直的で家父長的・父権的な人間交際を希薄にした。心身の独立を求めて適齢期の青年らは家族を離れ独立した。独立はアメリカ人のアイデンティティーであった。また、非長子相続制は青年の独立をいっそう助長した²¹。その結果、政治と法は家族を経由せず各個人へ直結することとなる。

自己統治の集団的側面から19世紀アメリカ民主主義の特性が生じた。自らが属す集団の公的問題にはそれぞれの立場で積極的に役割を果たし、討議を凝らし、多数決で決した。公的問題の役割分担の人選は選挙で決した。人々はどのコミュニティーに属するかで同定された。コミュニティーは同士の友愛で支えられた。そこでの友愛はそのコミュニティー固有のもので、フランス革命で唱えられた普遍的な友愛ではなかった。公的事項に関する権限は細分化されて広く分散された。権限の実施は人民の絶えざる監視と頻繁に行われる選挙による選択で公平性が保たれた。以上のことは、政治の空間が開拓地から地域へ、地域から州へ、そして州からユニオンへと変わる連続のなかで繰り返し実践された。大統領選や連邦議会選等における彼らの積極的な投票による政治参加は国民的統合に力を貸した。投票日には自らが属する党の列に加わって行進と合唱で投票所へ向った。投票は祝祭であった。19世紀初頭から1880年代までアメリカの民主主義政治は小さな政府と徹底した政治権力の分散で運用された。全国的権力に抵抗する各州、選挙民へ奉仕する議会、税の引き上げに反対する地方議会、これらを国民的に統合したものは繰り返し行われる選挙という手続きであった。

7

(2) 19世紀ヨーロッパ人のアメリカ民主主義に対する認識と評価

(2) - 1 19世紀ヨーロッパ人のアメリカ民主主義に対する認識は厳しく、結論的に言ってその西欧文明への参加を拒否するものであった。拒否の理由は大別して二つあった。一つは奴隷制度であった。「奴隷制度が廃止されるまでユニオンは一つの否定的存在である」とトロロープ夫人²²が書いたように、奴隷制度は“自由と平等の国アメリカ”という字句をまるまる嘘にしてしまうほどの、正義と道義と人倫に対する侵害であった。しかし、奴隷制

度はそれ自体大きな研究領域であり、本節では触れないこととする。アメリカを訪れるヨーロッパ人にとって、アメリカ民主主義は、それが抱え込んでいた奴隷制度という究極の暴力を除外してみても、粗野で野蛮で暴力的でヨーロッパから何も引き継いでいない文明に見えた。これが、アメリカ民主主義の西欧文明への参加をヨーロッパ人が拒否する第二の理由であった。本節ではその経緯を考察する。

アダム・スミスをも無神論者呼ばわりした保守主義者ジョンソン博士 (Samuel Jonson LL.D.1709-84) は政治冊子『課税は圧制にあらざ大陸会議の決議と陳情への回答』(1775年)を表し、一連の大陸会議でイギリスへの反抗の意思をいよいよ強めているアメリカ人を母国を裏切った謀叛人と名指してはげしく非難している²³。一方、1796年の終わりに駐米仏公使アデーは、本国政府あて報告のなかで、「ジェファソンはわたしに言わせればアメリカ人であり、われわれの真摯な友人ではありえない。アメリカ人はヨーロッパの人々にとって生まれながらの敵なのである」²⁴と書き送っている。アメリカ民主主義は当時の旧世界にとって危険思想であった。

爾来、1815-60年の間にヨーロッパ人によるアメリカ研究や旅行記などがおおよそ200編ほど刊行されたという²⁵。その大半はイギリス人によるもので、その多くが徹底した平等による弊害と奴隷制を温存させながら平等を説くアメリカの偽善性への非難を中心にした批判的・侮蔑的なものであった。南北戦争後、奴隷制は廃止され彼らの市民としての地位と権利が順次連邦憲法に明記されたが、州レベルでは一連の黒人差別諸法 (Jim Crow laws) 等によって白人男子との字義通りの平等の実現は20世紀に持ち越される。南北戦争以後もヨーロッパ人らのアメリカにたいする侮蔑的な見解は続き、それを憎むアメリカ人との間に露骨な悪意が1870年代にまでわだかまった。なかでも、もっとも激しい衝突は南北戦争時に英・仏が南部連合を交戦者承認 (1861年5月13日) し中立を宣言してアメリカを窮地に追いやったことであった²⁶。この間、イギリスが南部連合の海軍へ大規模な支援をしていたことが発覚して両者の関係はいよいよ悪化した。これを原因とする両者の意趣・意趣返しは70年代にまで尾を引くこととなる。戦後、イギリスの不実の中立を責めたアメリカは、仲裁裁判所の裁定を得て1872年にイギリスから15.5百万ドルの和解金を得ている。以上のような両国間の悪意の応酬を背景として、形成されたイギリスの侮蔑的なアメリカ認識はステレオタイプ化されてヨーロッパのアメリカ認識形成に支配的影響を与えた。

(2) - 2 アメリカを訪れるヨーロッパの旅行者らはまずアメリカ人の日常の行動に驚かされた。一見して身分が違ような身なりの二人が馬車で同席して楽しそうに話をしている。階級社会のヨーロッパでは見られぬ光景であった。旅先では、見知らぬアメリカ人が狎れ狎れしく話しかけてきて、アメリカをどう思うかと不躰な質問をする²⁷。尋ねられたヨーロッパ人らは、アメリカの方が旧世界よりも諸事進んでいると思っているから訊いてくるのだろうと勘繰る。このようなことすべてがヨーロッパ人の秩序感覚を揺さぶって敬意 (respectability) の喪失を感じさせ彼らを不快にした。大佐、キャプテン、教授などと気軽に呼び合っているアメリカ人を見てトロロープ夫人 (F. Trollope) も不快に思う。キャプテンだ教授だなどと言ってはいるが、会話の内容、発音、身なりなどからして、とてもそうは思えない²⁸。レイド (H. Reid) はこの国に階級が一つしかないことに驚いている²⁹。玉ねぎとウイスキーの匂いのする息を吐きながら、「紳士はツバを吐き、選挙の話をし、物価を語り、そしてまたツバを吐く」とトロロープは書いた³⁰。ツバの発射される先としては、舗道

はもちろんのこと、ホテルのエントランス、劇場、連邦下院議会議場等の絨毯、それに赤く灼けたストーブ等であった。このためいずれの絨毯も模様が変色し、ストーブは蒸気エンジンのようであったという³¹。劇場の観客は両脚の踵を顔の高さまで上げ、気に入ったシーンになると、拍手の代わりに床を踏み鳴らし奇声を発する。おまけに放屁まであった³²。議事進行中の下院議員は着帽のまま、その両脚は劇場の観客のそれと同じポジションにあったという³³。また、ロンドンでは犬が死んでも1週間くらいは話題となるが、アメリカでは死んだ人が川に浮いてもさして話題にもならない³⁴。きっと金を稼ぐのに忙殺されているのだろうとヨーロッパ人は不本意ながら納得する³⁵。

極め付きは白人男子のテーブルマナーであった。その凄じさはヨーロッパ人らを震撼させた。肉を貪り食う速さ、忌むべきツバ吐き、ナイフで肉を一突きしてその刃全部が口に入るくらいに頬張ること、食後はポケットナイフで刃の掃除をすること。公的空間でのアメリカ人との食事はヨーロッパの婦人にはおそろしく不快なことであった³⁶。食事の際のアメリカ人の持つ獣性のイメージから、ディケンズはニューヨークの夜のブロードウェイを徘徊するアメリカ人の男女の様子をいろいろな種類のブタに書き分けて描写した³⁷。ディケンズの『アメリカンノート』(American Notes)が1842年秋に出版されると、アメリカのジャーナリズムは憤激して、ディケンズは金儲け主義のご都合主義者だと悪しざま書きたて、サウスカロライナでは奴隷の安寧を妨げる目的とする印刷物の流通を禁止する法律をもとに、この本の流通差し止めようとする動きがあったという。

何故アメリカ人はかくまで洗練さがなく粗暴で凶々しいのか。人々の行動は習慣による。習慣は社会の習俗による。この社会の習俗の上に諸制度が構築される。この制度がアメリカ人の行動の秘密を解き明かすかも知れない。ヨーロッパ人らはアメリカ民主主義の諸制度と原理を観察し考察した。

暴力に関して、それは奴隷制度よりも始末が悪いとレイドは書いた³⁸。リンチは法体系の未整備によるものではなく、単に乱暴なだけだとトロロープは書いた³⁹。ディケンズは街中の殺傷沙汰、ミズーリ州知事の暗殺未遂事件、社会的地位のある私人同志の決闘事件、ウィスコンシン・テリトリー(連邦加入前)の立法府内での殺傷事件等を伝える新聞記事を『アメリカンノート』の末尾近くに掲載した。トクビルは文明が行き渡っていないからだとした⁴⁰。スペインのデ・ローム(De Lôme)は、ある本によればと逃げた形で、アメリカ人はカリフォルニアとネヴァダの金鉱で腰に拳銃をぶち込んで、インディアンと頭の皮を剥いだり剥がされたりして、商売か政治の多忙な生活のなかで人生や健康を失っていると書いた⁴¹。いたるところで暴力沙汰があった⁴²。家族について、アメリカ人はそこに何の価値も持たないようにヨーロッパ人には見えた。早期に独立して家を出る青年、離婚で息子たちを忘れる母親、再婚する父親。家族に聖性を見出すヨーロッパ人には理解できなかった⁴³。家族が見えない。青年は独立する。多くの人々がよりよい仕事を求めて移動する。アメリカ人には忠誠心(忠誠の対象)も祖国愛も無いのだと、地域社会(patria chica)に原初的な忠誠を見出すスペイン人のヴァルス(Valls)には思えた⁴⁴。

ヨーロッパ人の見るところ、アメリカ人の教育は青年に独立の価値を教え、あらゆる権威を懐疑の目で見てこれを監視することを教えた。社会に出てすぐに役立つ実学を教え、文化・芸術をないがしろにしていた。その結果、規律遵守の重要性をないがしろにし、文化・芸術を解さない青年を生む⁴⁵と批判した。このためにアメリカの兵士は弱いという先入観がヨーロッパ人の間では一般的に信じられていた⁴⁶。新聞について、ウォートレイ(Wortley)

は激越な調子で情け容赦なく権力の中枢を衝くその激しさに驚き、マーレイ (H.Murray) は読者迎合型であることを非難し、このような新聞がある限りアメリカの道義は高くはなれないとディケンズは結論した⁴⁷。さて、勤務態度の悪い下院議員の真実の仕事ぶりはどうであったか。演説を誰も聞いていない⁴⁸、知性の低い俗っぽい議員⁴⁹、議員の活動状況を選挙区の有権者が厳しくチェックするために、議員は自州の利害と自己のPRを含めた演説を延々とやる⁵⁰等々評判は不芳であった。

ヨーロッパ人にとってさらに不可解であったのは、アメリカ人の公的生活であった。ヨーロッパ人が考える政治は、際立った階級の政治家、市民をよく統治する政府、指導者たちと政府の意向を反映する政策等であった。アメリカ人の考える民主主義の原理は、単独としての個人ならびに集団としての個人が、いずれも自己統治の権威を持つことであり、この結果、統治の正統性を被治者の同意に求めたことである。

そして、その運用(政治)は手続きのなかに内在化されていた。すなわち、責任を分散させること、小さな政府を持つこと、それでいて国民的統合を可能とすること等であった⁵¹。アメリカ人はすぐにロッジに集まり公的問題を討議した。ヨーロッパ人は政治に指導者がいないからだと考えた。アメリカ人は政治の透明性を絶えず要求してこれをよく監視し、合唱と行進で投票所へ向かい、投票による選択と確認によって国民主権の実を挙げた。ヨーロッパ人はアメリカの祝祭の政治を、啓蒙主義の価値—理性的な話し合いと合理的な決断の欠けた政治としてこれを下等なものとした。トロロープは、選挙になるとすべての会話が選挙一色になると食傷気味に書き⁵²、普通選挙によって国家の権力を全人民の手に委ねることを粗野な考えと論難し⁵³、リエル (C.Lyell) とレイドらは、普通選挙は政治の質を下げるだけだと断定した⁵⁴。そして結局のところ、各人はそれぞれの原因を言い立てて連邦解体の懸念を表明した⁵⁵。ヨーロッパ人らは、アメリカ人の日常の行動を粗野で野蛮で凶々しいものと評価し、徹底した平等主義を行き過ぎと判断して、ヨーロッパから何も引き継がれていないと考えた。この受け止め方は、アメリカ民主主義の原理と政治に関する理解不足とあいまって、自己の洗練意識の投影としてアメリカに下品さを見出し旧世界の世界観を優位としてそれに固執することによって、すでにできあがったステレオタイプの批判を繰り返しながら、いよいよ侮蔑的なものとなり、アメリカ民主主義の西欧文明への参加を拒絶した。

脚註

- 1 Sebastian Balfour (1997), *The End of the Spanish Empire 1898-1923*: Clarendon Press, Oxford, pp.26-27.
- 2 David F.Trask, *The War with Spain in 1898*: Univ. of Nebraska Press, Lincoln & London, 1981, p.476.
- 3 賠償の詳細については石倉幸雄「スペイン—アメリカ戦争を巡るスペイン財政」『スペイン史研究』22号, スペイン史学会, 2008.12.
- 4 Balfour, op.cit., p.44. (footnote 90)
- 5 “The United States and Spain”, *The Economist*, 1898. 3. 12. また、日本にあってこの問題の成り行きに大きな関心を寄せていた福澤諭吉も、開戦直後に同様な見解を自らが経営する時事新報紙上に発表している(「米西両国の開戦」, 『時事新報』明治31年4月24日)。なお、この頃の福澤原稿のうちの幾つかは弟子達が代筆した場合もあり得るとする研究がある(『思想』1998年9月号, 井田進也, 『福沢諭吉『時事新報』論説の再認定』)。
- 6 石倉幸雄「スペイン—アメリカ戦争(1898年)と世紀末スペイン」『国際経営・文化研究』Vol. 9, No. 2, 2005年3月。

- 7 Richard Langhorne (1981) : *The Collapse of the Concert of Europe. International Politics 1890-1914*, London and Basingstoke : Macmillan Press, pp. 1 - 7 .
- 8 Richard Shannon : *The Age of Salisbury, 1881-1902. Unionism and Empire*, London and N.Y : Longman, pp. 485-486.
- 9 Rosario De La Torre del Río (1985) , “La prensa madrileña a y el discurso de Lord Salisbury” , *cuadernos de historia moderna y contemporanea*, VI, 1985.
- 10 福澤諭吉も「公法は歐羅巴各國の公法にて、東洋にありては一毫の働をも為さず」と言っている。「内は忍ぶ可し外は忍ぶ可らず」『福澤諭吉全集』第19巻、岩波書店、昭和46年（再版）、222-7頁。
- 11 Charles Dickens, *American Notes*, 1842, の Penguin Classics 版の編集者 Patricia Ingham によれば (p.xi), 1815-60の間に200編以上の旅行記が出版されたという。
- 12 カール・マルクス、伊藤新一・北条元一訳『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』岩波書店、30頁
- 13 以下の発行年次順に記載した資料によった。復刻版 facsimile edition は f.e. と略記。
 - 1 -Hall, Captain Basil (1829) : *Travels in North America in the Years 1827 and 1828*, vol.1, 3 (3 vols.) : Edinburgh (f.e., APPLEWOODBOOK, Bedford).
 - 2 -Trollope, Frances Milton (1832) : *Domestic Manners of the Americans*, 2vols., London : Richard Bentley (f.e.of Richard Bentley’s 5th edition, Oxford Univ.Press, N.Y, 1984).
 - 3 -Murray, Charles A. (1839) : *Travels in North America during the Years 1834, 1835, and 1836*, vol. 2 (2 vols.), London : Richard Bentley (f.e., BIBLIOBAZAAR).
 - 4 -Marryat, Frederick (1839) : *A Diary in America* (f.e.,General Books).
 - 5 -Tocqueville, Alexis de (1835-1840) : *De la démocratie en Amérique*; (trans.) George Lawrence, (ed.) J.P.Mayer : *Democracy in America* : Perrenial, 2000 (based on 13th edition of 1850).
 - 6 -Dickens, Charles (1842) : *American Notes*, 2 vols., London : Chapman And Hall (f.e.,Penguin Classics, London).
 - 7 -Lyell, Charles (1845) : *Travels in North America*, vol.1 (2 vols.) , N.Y : Wiley and Putnam (f.e.,BIBLIOBAZAAR).
 - 8 -Lyell (1849) : *A Second Visit to the United States of America*, vol.1 (2 vols.) London : John Murray (f.e., BIBLIOBAZAAR).
 - 9 -Wortley, Lady Emmeline Stuart (1851) : *Travels in the United States, Etc, during 1849 and 1850*, 3 vols, N.Y : Harper & Bros. (f.e.,Univ.of Michigan).
 - 10-Murray, Henry A. (1855) : *Lands of the Slave and the Free or, Cuba, the United States, and Canada*, N.Y.:Routledge & Co. (f.e.,APPLEWOOD BOOKS, Bedford).
 - 11-Grattan, Thomas Colly (1859) : *Civilized America*, vol. 2 (2 vols.) London (f.e.,Univ.of Michigan).
 - 12-Reid, Hugo (1861) : *Sketches in North America*, London : Longman (f.e.,Kessinger Publishing).
 - 13-Dupuy de Lôme, Enrique (1877) : *De Madrid a Madrid dando la vuelta al mundo*, Madrid : Oficinas de La Ilustración Española y Americana.
 - 14-Bryce, James (1888) : *The American Commonwealth*, vol.1, London : Macmillan (f.e.,AMS Press, 1973) ; vol. 2 (f.e.,Liberty Fund, Indianapolis).
 - 15-Puig y Valls, Rafael (1894) : *Viajeá América*, Barcelona : Tipolitografica de Luis Tasso, Barcelona (f.e.,Kessinger Publishing).
 - 16-以下の19世紀イギリスの代表的な時事評論紙・*Edinburgh Review*, *Westminster Review*, *Nineteenth Century*

- 14 Adas, Michael, *Machines as the Measure of Men : Science, Technology, and Ideologies of Western Dominance*, Cornell Univ. Press, 1990, N.Y.
- 15 Said, Edward W., *Orientalism*, Vintage Book, 1979 (E.W. Said, 板垣雄三・杉田英明監修, 今沢紀子訳『オリエンタリズム』上下, 平凡社, 1993年).
- 16 『オリエンタリズム』(前掲書) 157-158頁 (上)
- 17 『オリエンタリズム』(前掲書) 120-173頁 (上), 346-347頁 (下)
- 18 Toshio Yokoyama, *Japan in the Victorian Mind-A Study of Stereotyped Images of a Nation 1850-80*, Macmillan, London, 1987, conclusion.
- 19 ステレオタイプ化を推測させる事実として以下のものがある。Dickens の *American Notes* の編集者 Patricia Ingham によれば, ディケンズの死後彼の書齋から下記の3冊の本が見つかったとしている (Charles Dickens, *op.cit.*, p.xi.)。Frances Trollope : *Domestic Manners of the Americans (1832)* , Harriet Martineau : *Society in America (1837)* , Frederick Marryat : *Diary in America (1839)*。
- 20 地域社会の実力者カシーケを頼んで行われた政府の組織的な選挙操作。バルド協定 (1885年) により, この悪しき政治慣行が二大政党間の政権のたらいまわしに継続的に利用された。
- 1) Gerald Brenan (1943) : *The Spanish Labyrinth ; the social and political background of the Spanish Civil War* : Cambridge Univ.Press, pp.1-36.
- 2) Javier Tusell (1991) : “El sufragio universal en España (1891-1963) : un balance historiográfico”, en Javier Tusell (ed.) : *El sufragio universal*, Madrid : Ayer : Marcial Pons.
- 21 Tocqueville, *op.cit.*, p. 283.
- 22 Trollope, *op.cit.*, preface to the Fifth Edition.
- 23 ジェームズ・ボズウェル, 中野好之訳『サミュエル・ジョンソン伝1-3』:みすず書房, 2巻, 100-102頁 (1775年の項)。
- 24 Frederick J. Turner, *The Frontier in American History*, 1923, N.Y, Henry Holt and Co., (f.e.Univ.of Michigan, preface) .
- 25 Charles Dickens, *op.cit.*, preface.
- 26 カール・シュミット, 新田邦雄訳『大地のノモス』下巻, 432-441頁, 福村出版, 1984年。

以下, 註27-55記載の引用資料は註13記載の資料からであり, op.cit.等の略号を省略した。

- 27 Wortley : p.104, Dickens : p.74, De Lôme : p.315, Tocqueville : p.237, Bryce : vol. 2 , introduction.
- 28 Trollope : pp.14-15.
- 29 Reid : p.29.
- 30 Trollope : p.50.
- 31 Dickens : pp.135-6, Trollope : p.191, H.Murray : p.11.
- 32 Trollope : p.110.
- 12 33 Dickens : p.135-6.
- 34 F.Marryat : p.44, Grattan : vol.2, pp.98-99, Trollope : p.135, De Lôme : p.261.
- 35 Wortley : pp.17-19.
- 36 Trollope : p.15, H.Murray : p.38, Wortley : p.38.
- 37 Dickens : p.96.
- 38 Reid : p.68.
- 39 Trollope : p.137.

- 40 Tocqueville : p.225.
- 41 De Lôme : p.261.
- 42 C.Murray : 2 : p.108 (vol. 2 の p.108 という表示。以下同じ) , Grattan : 2 : p.86
- 43 Hall : 3 : p.166, P y Valls : pp.255-6., Wortley : p.141. トクビルは青年の早い独立を部分的に非長子相続制度に起因させている (Tocqueville : pp.52-3)。
- 44 Valls : pp.255-262.
- 45 H.Murray : p.474, Trollope : pp.284-5, *The Westminster Review* (1896) : “The American Idea” : No.145.
- 46 Tocqueville : p.658.
- 47 Wortley : p.44, H.Murray : p.457, Dickens:conclusion.
- 48 Lyell : (second) 1 : pp.258-9.
- 49 Tocqueville : p.200, Dickens : p.131.
- 50 Hall : 3 : p.28.
- 51 Wiebe, Robert H. (1995) : *Self Rule-A Cultural History of American Democracy*, Chicago : The Univ.of Chicago, p.65.
- 52 Trollope : p.217.
- 53 Trollope : Preface to the First Edition.
- 54 Lyell (second) 1 : pp.100-102, Reid : p.55.
- 55 連邦解体の原因としては以下のものがある。1 国民的な紐帯となる忠誠対象の欠如 (Hall : 3 : pp.393-436), 2 各州間の経済の不均衡発展と州と連邦間の政治権力の不均衡配分 (Tocqueville : pp.381-349), 3 過度の平等 (Trollope : p.361), 4 移民を含めた人口増と土地不足によるマルサスの経済問題 (De Lôme : p.263, J.Bryce : 2 : p.1507)。

(受理 平成22年9月25日)